

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	水産部	漁政課	2019年 6月27日	漁業用CTD smart-ACT	9,909,000	兵庫県西宮市高畑町3番48号 JFEアドバンテック株式会社 海洋・河川事業部長 岡村 勇	<p>今回購入する「漁業向けCTD smart-AC T」は、北部九州3県、大学、メーカー等により構成されたコンソーシアムが事業主体である、水産庁委託事業『平成31年度ICTを利用した漁業技術開発事業のうちスマート沿岸漁業推進事業』において、漁船を活用した漁業者参加型の海洋観測を展開するために使用するものである。</p> <p>本事業では、漁業者が操業時に観測した観測情報を数値モデルに取り込む事により高精度の海況予報モデルを構築することを目標としている。時空間変動の激しい沿岸域において高精度のモデルを構築するためには、現状の人工衛星や公共船による観測データのみでは不十分であり、日々出漁している多数の漁船により観測された高密度の沿岸観測情報をリアルタイムで得ることが不可欠である。</p> <p>これらの要件を満たすためには、沿岸漁業者が操業を行う水深200m（耐圧300m）まで水温・塩分の観測が可能で、表示部である専用タブレットのアプリにより位置情報と観測結果を取得することが出来るとともに、モバイル通信により即時に観測データを海況予測モデルに取り込むことが出来る機器である必要がある。併せて、観測は漁業者が行うため操作が簡便である必要がある。</p> <p>また、JFEアドバンテック株式会社は同コンソーシアムのメンバーであり、他2県（福岡県、佐賀県）は同機器を既に導入済みであることから、他団体とのデータ共有や比較検証が可能となる。</p> <p>よって、JFEアドバンテック株式会社との1者随意契約とする。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
2	水産部	総合水産試験場	2019年 6月4日	31総水第41号 アサリ増養殖手法の実証と餌料 環境改善手法の検討調査業務委託	19,062,000	福岡県福岡市博多区山王2- 9-3 日本ミクニア株式会社 九州 支店 支店長 峯 浩二	<p>諫早湾におけるアサリの生産安定を図るため、これまで漁場や餌料環境に係る調査を行うとともに、生産不良の原因究明と新たな養殖技術開発等に取り組んできた。特に平成27～29年度の3年間はアサリの増養殖適地の選定、網袋式養殖技術の開発等を実施し、アサリの生産回復に向けた足がかりを掴むことができた。</p> <p>今後に残された課題としては、</p> <p>(1) 安定した生産が見込める網袋式養殖技術の実証と現場導入</p> <p>(2) 生産を左右する餌料環境改善技術の開発および有害赤潮の増殖抑制対策</p> <p>(3) 夏～秋季のアサリのへい死要因の特定が挙げられる。</p> <p>(株)日本ミクニアは平成19年度から同海域において、関連する国の事業等を継続的に受託してきた実績を背景として、平成27～29年度の3ヶ年の本業務のプロポーザルコンペにおいて唯一企画提案を行い、採択された会社である。</p> <p>過去の実績と関連調査の結果から、上記(1)～(3)の課題解決を図るために必要な次の～の技術的集積と解析に必要なデータ等を蓄えている。</p> <p>網袋式養殖の現場実証に必要な設置場所、時期、収容密度等の技術的知見</p> <p>環境の改善技術開発に必要な餌料藻や有害赤潮プランクトンモニタリング手法に係る技術的知見</p> <p>へい死要因の特定に不可欠な漁場環境とアサリ成育状況を把握する調査データの解析手法等</p> <p>加えて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元漁協、漁業者と信頼関係を築いており、個人が管理する区画漁業権内への立ち入り調査が実施可能 ・諫早市小長井町に事務所を設置し技術者が常駐しており、連続した調査や突発的な事象(赤潮、アサリへい死等)に速やかに対応することが可能 <p>といった本業務を支障なく行うための条件を備えており、上記の課題を解決できるのは同社しかなく、1社随意契約とすることとしたい。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
3	水産部	総合水産試験場	2019年 10月25日	トラフグ育苗試験にかかる解析魚の購入	2,970,000	松浦市鷹島町翁浦免673番地 有限会社 青木水産 代表者 青木 忠巳	総合水試では平成28年度から農水省事業「イノベー ション創出強化研究推進事業」に参画し、トラフグ白 子早熟家系の品種改良を担当している。 これまでに、県内産のトラフグ養殖魚を用いて平成 30年度に改良1世代目作出した。改良の継続(ゲノ ム情報に基づく選抜育種)のためには、1,000尾 程度の飼育データとゲノム情報が必要となるが、水試 内で飼育することが施設的に困難である。そのため、 水試が生産した稚魚の一部は、新松浦漁協から推薦を 受けた所属漁業者に譲渡して飼育を依頼している。 このたび、次世代作出用の親魚候補として当該トラフ グを譲渡先から買い取る計画をたてているが、この改 良1世代目のトラフグを飼育しているのは、この業者 しかないので随意契約とする。	第167条の2第1項 第2号
4	水産部	総合水産試験場	2020年 3月31日	長崎県総合水産試験場魚介類等管理業務委託	39,039,000	長崎市京泊3丁目3番1号 一般社団法人 長崎魚市場協 会 会長理事 川元 克明	水産試験研究補助は、水産増養殖等に熟知し、緊急時 にも対応できる人材が必要不可欠であり、長崎魚市場 協会はこのような人材を確保するため、地元三重地区 での人材育成を行っている。 このため、水産試験場の研究内容に対応可能な高度 な技術を習得しており、緊急時でも地元三重地区の人 たちのため素早い対応が期待できる。このようなこと から、本場の研究補助を委託できる者は、当該協会以 外にはない。	第167条の2第1項 第2号
5	水産部	漁港漁場課	2019年 4月26日	平成31年度タイラギ漁業対策事業	1,029,525	諫早市小長井町小川原浦49 9 タイラギ漁業対策事業受託共 同体 代表者 小長井町漁業協同組 合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は、諫早湾及び有明海において、タイラギ等の 害敵であるナルトビエイの駆除を行うものであり、事 業の実施にあたっては、当該海域においてタイラギ漁 業者が所属し、タイラギ等の生息など当該漁場に関す る知見を持ち、共同漁業権を管理している漁協で構成 する共同体が事業遂行に相当であると判断され、他に 代わる団体は無いものとする。	第167条の2第1項 第2号
6	水産部	漁港漁場課	2019年 4月26日	平成31年度有明海特産魚介類生息環境調査に 係るナルトビエイ広域分布調査業務(諫早湾)	5,024,100	諫早市小長井町小川原浦49 9 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は、諫早湾及び有明海において、二枚貝等の害 敵であるナルトビエイの生態調査を有明海沿岸4県協 調で行うものであり、事業の実施にあたっては、二枚 貝類の生息など当該漁場に関する知見を持ち、諫早湾 で共同漁業権を管理している漁協で、 他の漁協との調整が円滑に行える小長井町漁協が事業 遂行に相当であると判断され、他に代わる団体は無い ものとする。	第167条の2第1項 第2号
7	水産部	漁港漁場課	2019年 4月26日	平成31年度有明海特産魚介類生息環境調査に 係るナルトビエイ広域分布調査業務(島原・南 島原)	2,969,360	島原市豊南2丁目16-21 島原漁業協同組合 代表理事組合長 吉本 政信	諫早湾及び有明海において、二枚貝等の害敵であるナ ルトビエイの生態調査を有明海沿岸4県協調で行うも のであり、事業の実施にあたっては、二枚貝類の生息 など当該漁場に関する知見を持ち、有明海で共同漁業 権を管理している漁協で、他の漁協との調整が円滑に 行える島原漁協が事業遂行に相当であると判断され、 他に代わる団体は無いものとする。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	水産部	漁港漁場課	2019年 5月16日	平成31年度有明海特産魚介類生息環境調査に係るタイラギ移植・飼育管理業務	2,739,700	諫早市小長井町小川原浦4-9 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務では、対象海域において有明海漁業振興技術開発事業等で生産されたタイラギ人工種苗の移植により母貝場を造成する。また、移植したタイラギ種苗の生残を確認し、母貝場の管理を実施することで、有明海のタイラギ資源の回復に資するものである。本業務の実施にあたっては、タイラギ漁場の特性を把握し、タイラギの生態、生息場所を熟知している必要があり、母貝場の造成場所が共同漁業権の範囲内に位置するため、共同漁業権を管理する漁協が事業遂行に適切と判断され、他に代わる団体はない。	第167条の2第1項 第2号
9	水産部	漁港漁場課	2019年 5月30日	伊万里湾漁場環境改善対策検討調査業務委託	9,944,000	東京都千代田区岩本町3-4 -6 トナカイタワーズビル 一般財団法人 漁港漁場漁村 総合研究所 理事長 高吉 晋吾	本業務は伊万里湾において、海底の栄養塩の溶出を抑制することで赤潮の拡大を抑制することができないか、可能性を検討するものであり、閉鎖性水域での海洋流動モデルという物理的特性に加え、赤潮プランクトンの生物的特性を加えたシミュレーション調査を企画立案し、学識経験者を交えた委員会での検討を行う、特殊かつ高度な業務である。 このため、このような特殊な海域での、物理的特性、生物的特性を踏まえた漁場環境対策を研究している唯一の機関である一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号
10	水産部	漁港漁場課	2019年 7月3日	大型魚礁整備工事（効果調査業務委託）	26,400,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技 術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、より効果的な漁場整備を図るため、標本船調査により魚礁の利用状況や効果を把握するもので、21年度から精度の高い操業情報を把握するため、GPSと速度解析システムを組み合わせたGPSデータロガー調査を導入している。 同システムは、水産土木建設技術センターが独自に開発したもので、他に変わるものはない。 このため、当該システムを保有する（一社）水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
11	水産部	漁港漁場課	2019年 7月3日	西彼地区増殖場整備工事（設計業務委託その1）	20,570,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技 術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、マダイ等の増殖場造成工事の設計（配置計画、波浪推算）及び設計に係る測量・調査を行うものであり、その業務内容には海底地形、底生生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性に考慮するなど、総合的に取りまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする（一社）水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	水産部	漁港漁場課	2019年 7月3日	西彼地区増殖場整備工事（設計業務委託その2）	11,110,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、マダイ等の増殖場造成工事の設計（配置計画、波浪推算）及び設計に係る測量・調査を行うものであり、その業務内容には海底地形、底生生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性に考慮するなど、総合的に取りまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする（一社）水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
13	水産部	漁港漁場課	2019年 7月3日	平戸北地区増殖場整備工事（設計業務委託）	11,880,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、マダイ等の増殖場造成工事の設計（配置計画、波浪推算）及び設計に係る測量・調査を行うものであり、その業務内容には海底地形、底生生物、藻場及び魚類調査など専門的な技術や豊富な経験が必要であるとともに、配置計画等においては、予定海域の生物学的知見に加え、過去の漁場造成等との関連性に考慮するなど、総合的に取りまとめる能力が求められる。 このため、水産基盤整備事業に精通し、漁場に関する専門的な技術や豊富な経験と知見を有する県内唯一の機関で、国の認可を受けて設立され、都道府県や市町村等を会員とする（一社）水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
14	水産部	漁港漁場課	2019年 8月9日	橘湾地区水産環境整備工事（堆積物除去業務委託）	22,638,000	雲仙市小浜町北本町14番地 40 橘湾地区水産環境整備事業受託共同体 代表者 橘湾東部漁業協同組合 代表理事組合長 井上 幸宣	本件事業は、橘湾の漁業振興対策の一環として、漁場環境の改善を目的に底曳網を使用して海底の堆積物を除去するものである。 効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必要なため、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適である。そのため、事業全体の具体的な委託先については、対象海域での全体的な作業スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要であることから、それを行い得る唯一の団体として、地元関係漁協（長崎市たちばな漁協、長崎市茂木漁協、野母崎三和漁協、橘湾中央漁協、橘湾東部漁協、島原半島南部漁協）により構成される「橘湾地区水産環境整備事業受託共同体」と随意契約を行うものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	水産部	漁港漁場課	2019年 8月19日	水産環境整備工事（積算業務委託）	45,320,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は漁場整備工事の積算を行うものであり、予定価格算出の基礎額を算出するため、守秘義務ならびに公平性の観点から、漏洩防止に対する情報管理が必要である。 このため、漁場整備工事に関する積算実績を有し、情報管理を県と同等に行い得る、都道府県及び市町村等を会員とする（一社）水産土木建設技術センター（長崎支所）と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
16	水産部	漁港漁場課	2019年 9月6日	平成31年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る国見地区アサリ漁場環境調査業務委託	1,588,554	雲仙市国見町土黒甲2番地1 国見漁業協同組合 代表理事組合長 酒井 八洲 仁	当業務は九州農政局から委託を受けて実施する有明海特産魚介類生息環境調査に係るアサリ漁場環境やアサリ漁場に砂利を入れた袋等を設置し、稚貝の着底促進状況等を把握する調査であり、国見漁協共同漁業権内でも調査を予定している。 アサリの着底促進状況を効果的に把握するためには、調査地域の地形、底質、潮流やアサリの生態等に関する情報に精通し、熟知していることが求められるが、その条件を満たすのは、当該地域で長年アサリの採取作業を行っている漁業者である。また、その調査区域は共同漁業権内であり、漁業権を管理している当該漁業協同組合でしか実施が困難なことから事業実施者は限定される。	第167条の2第1項 第2号
17	水産部	漁港漁場課	2019年 9月6日	平成31年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る餌料環境改善及びシャトネラ赤潮防除試験業務委託	6,922,300	諫早市小長井町小川原浦49 9 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は、アサリ等の二枚貝類の増養殖のための海底耕うんによる餌料環境改善およびシャトネラ赤潮対策についての試験を行い、得られた成果を元に資源回復および漁業振興を図り、有明海諫早湾内のアサリの安定生産を目的に行うものである。 作業を効率的に実施するためには、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必須であり、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適である。また、実施区域は共同漁業権内および漁業者が利用している港湾内であることから、スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の管理等を一括して行うことが必要となる。 このため、本業務の委託先は、共同漁業権を管理し、試験を実施する港湾の利用者である漁業者が所属する小長井町漁業協同組合以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
18	水産部	漁港漁場課	2019年 9月18日	島原半島南西地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 西有家工区）	5,082,000	南島原市西有家町須川323 9 西有家町漁業協同組合 代表理事組合長 宮崎 竹利	本業務は、島原半島南西地区増殖場西有家工区の整備にかかる同工区地先の藻類害害生物駆除で、第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイズミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
19	水産部	漁港漁場課	2019年 9月18日	長崎半島南部地区増殖場整備工事（磯焼け対策 緊急整備業務委託 茂木工区）	33,451,000	長崎市茂木町2148-1 長崎市茂木漁業協同組合 代表理事組合長 小林 一久	本業務は、長崎半島南部地区増殖場大崎、宮窪、太田尾工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイスマやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
20	水産部	漁港漁場課	2019年 9月18日	島原半島南西地区増殖場整備工事（磯焼け対策 緊急整備業務委託 島原半島南部工区）	12,320,000	南島原市口之津町甲803-43 島原半島南部漁業協同組合 代表理事組合長 村田 国博	本業務は、島原半島南西地区増殖場南有馬、口之津、加津佐工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイスマやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
21	水産部	漁港漁場課	2019年 9月18日	平戸北部生月地区増殖場整備工事（磯焼け対策 緊急整備業務委託 薄香工区）	6,037,900	平戸市宮の町655-13 平戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山中 兵恵	本業務は、平戸北部生月地区増殖場薄香工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイスマやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
22	水産部	漁港漁場課	2019年 9月18日	平成31年度有明海特産魚介類生息環境調査に 係る底質改善業務委託（島原半島南部沿岸）	6,974,000	南島原市口之津町甲803番 地43 島原半島南部漁業協同組合 代表理事組合長 村田 国博	本業務では、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沿岸域において貝殻散布及び攪拌による底質改善業務を実施する。 効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必須であり、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、当該海域の共同漁業権の管理者であり、スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要となる。 このため、本業務の委託先は、共同漁業権を管理している島原半島南部漁業協同組合以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
23	水産部	漁港漁場課	2019年 9月18日	水産環境整備工事（監督補助業務委託）	55,000,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、長崎北、長崎南、対馬、壱岐、五島地区の魚礁・着定基質の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るものであり、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、本業務の対象となる工事は周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮して行う必要があるため、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知識を有する県内唯一の機関である（一社）水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	水産部	漁港漁場課	2019年 9月19日	平成31年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る母貝場機能効果調査業務委託	3,063,122	諫早市小長井町小川原浦499 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	当業務は九州農政局から委託を受けて行う調査であり、有明海でのアサリ資源回復の基礎資料とするため、過年度に整備した覆砂漁場および令和元年度整備予定の覆砂漁場においてアサリ種苗を移植し、アサリの母貝場造成および母貝場としての機能を把握し、今後の具体的なアサリ資源回復の検討に資するものである。 調査の実施については、アサリの生態や漁場環境を熟知している必要があり、また、調査地域は、小長井町漁業協同組合の共同漁業権内であることから、本業務の委託先は共同漁業権を管理している小長井町漁業協同組合以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
25	水産部	漁港漁場課	2019年 9月20日	平成31年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る底質改善業務委託(沖合域)	31,775,700	島原市豊南2丁目16番地21 島原漁業協同組合 代表理事組合長 吉本 政信	本業務では、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沖合域において貝殻散布及び攪拌による底質改善業務を実施する。 効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必須であり、関連漁協の漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、関連漁協間のスケジュール調整や漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要となる。 このため、本業務の委託先は、当該海域の共同漁業権を管理しており、本業務の取りまとめを一括して実施できる島原漁業協同組合以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
26	水産部	漁港漁場課	2019年 9月24日	平成31年度有明海特産魚介類生息環境調査に係る底質改善業務委託(有家沿岸)	6,974,000	南島原市有家町石田8番地12 有家町漁業協同組合 代表理事組合長 永川 親好	本業務では、有明海特産魚介類生息環境調査の一環として、沿岸域において貝殻散布及び攪拌による底質改善業務を実施する。 効率的な作業の実施には、当該海域の海底地形や潮流、底質の状況、漁業の操業実態等を熟知していることが必須であり、地元漁業者が漁船を使用して行うことが最適であること、また、その実施区域は共同漁業権内であることから、当該海域の共同漁業権の管理者であり、スケジュールの調整や地元漁業者への情報の周知、漁業操業との調整、作業の監督・管理等を一括して行うことが必要となる。 このため、本業務の委託先は、共同漁業権を管理している有家町漁業協同組合以外にはない。	第167条の2第1項 第2号
27	水産部	漁港漁場課	2019年 9月27日	対馬西部地区増殖場整備工事(磯焼け対策緊急整備業務委託 伊奈工区)	22,440,000	対馬市上県町伊奈1279番地4 伊奈漁業協同組合 代表理事組合長 豊田 功己	本業務は、対馬西部地区増殖場伊奈工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイズミヤアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
28	水産部	漁港漁場課	2019年 9月27日	対馬西部地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務 泉工区）	28,457,000	対馬市上対馬町西泊206番地 上対馬町漁業協同組合 代表理事組合長 長谷川 洋蔵	本業務は、対馬西部地区増殖場泉工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイスマミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
29	水産部	漁港漁場課	2019年 9月27日	上五島地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 奈摩工区）	23,959,100	南松浦郡新上五島町青方郷2273番地 上五島町漁業協同組合 代表理事組合長 前田 重喜	本業務は、上五島地区増殖場奈摩工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイスマミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
30	水産部	漁港漁場課	2019年 9月27日	平戸北部生月地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務 生月工区）	3,296,700	平戸市生月町沓部浦168-2 生月漁業協同組合 代表理事組合長 豊増 見喜雄	本業務は、平戸北部生月地区増殖場生月工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
31	水産部	漁港漁場課	2019年 9月27日	上五島地区増殖場整備工事（磯焼け対策緊急整備業務委託 道土井工区）	29,322,700	南松浦郡新上五島町青方郷2273番地 上五島町漁業協同組合 代表理事組合長 前田 重喜	本業務は上五島地区増殖場道土井工区の整備にかかる同工区地先の藻類食害生物駆除で、第1種共同漁業の対象生物であるウニ類や貝類等の駆除および第2種共同漁業である磯建網等によって行うノトイスマミやアイゴ類など植食性魚類の駆除であることから、共同漁業権の管理者であり当該地先海面を熟知している地元の漁業協同組合に随意契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
32	水産部	漁港漁場課	2019年 12月9日	水産環境整備工事（出来形確認業務委託）	35,970,000	長崎市元船町17-1 一般社団法人 水産土木建設技術センター 長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、公共事業による魚礁・着定基質の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るものであり、魚礁等の構造物に対する豊富な知識と経験、技術が必要とするほか、工事の出来形確保に関わる業務で公平性が必要である。 そのため、漁場造成に関する専門的な水産技術を有し、建設業者からの直接的な影響を受けない県内唯一の機関である（一社）水産土木建設技術センター（長崎支所）と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
33	水産部	漁港漁場課	2020年 3月13日	水産環境整備工事（積算業務委託その2）	30,580,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は漁場整備工事の積算を行うものであり、予定価格算出の基礎額を算出するため、守秘義務ならびに公平性の観点から、漏洩防止に対する情報管理が必要である。このため、漁場整備工事に関する積算実績を有し、情報管理が県と同等に行い得る、都道府県及び市町村等を会員とする（一社）水産土木建設技術センター長崎支所と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
34	水産部	漁港漁場課	2020年 3月13日	水産環境整備工事（監督補助業務委託その2）	9,680,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は魚礁・着定基質の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るものであり、魚礁等の構造物の豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、本事業の対象となる工事は周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境、漁業への影響等に配慮して行う必要がある。そのため、漁場造成に関する専門的な水産技術と本県周辺海域の知識を有する県内唯一の機関である（一社）水産土木建設技術センター（長崎支所）と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
35	水産部	漁港漁場課	2020年 3月13日	水産環境整備工事（出来形確認業務委託その2）	20,460,000	長崎市元船町17番1号 一般社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 田添 伸	本業務は、公共事業による魚礁・着定基質の製作及び沈設工事の品質確保と向上を図るものであり、魚礁等の構造物に対する豊富な知識と経験、技術を必要とするほか、工事の出来形確保に関わる業務で公平性が需要である。そのため、漁場造成に関する専門的な水産技術を有し、建設業者からの直接的な影響を受けない県内唯一の機関である（一社）水産土木建設技術センター（長崎支所）と随意契約を行うもの。	第167条の2第1項 第2号
36	水産部	水産加工流通課	2019年 5月9日	平成31年度中国市場における販売促進業務	4,935,000	上海市楊浦区軍工路2626-3号 上海大菱食品有限公司 総経理 魯 君妹	中国市場において、本県産水産物を効率的・効果的にPRし輸出拡大を図るためには、現地マーケット事情を的確に把握し、そのマーケットに対応したPR活動や販売推進活動を行う必要がある。 上海大菱食品有限公司は、本県産水産物である「長崎鮮魚」の唯一の現地輸入業者として、これまで順調に販路を拡大してきており、水産物に対する知識や取扱い方を熟知するとともに、現地マーケット事情にも精通している業者である。 以上のことから、中国国内において、当該業務を受託できる業者は上海大菱食品有限公司に限られる。	第167条の2第1項 第2号
37	水産部	水産加工流通課	2019年 7月23日	令和元年度「長崎俵物」PR業務委託	6,416,800	長崎市多良町1551-4 一般社団法人長崎県水産加工振興協会 代表理事会長 渡邊英行	当該業務は、「長崎俵物」の首都圏などでのPRや消費動向調査結果に基づく商品づくりの技術指導を行うことから、「俵物」の認定基準や製造技術の高度な専門知識を持ち、消費動向に精通している必要がある。 （一社）長崎県水産加工振興協会は、俵物認定業者を会員とする県内唯一の組織であり、認定基準を熟知すると共に、会員と日常的に情報交換を行うなど「俵物」の推進役を担っている。また、長崎空港アンテナショップを運営していることから、消費動向にも精通しており、最も効果的かつ効率的な業務の実施が可能である。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
38	水産部	水産加工流通課	2019年 8月9日	第57回長崎県水産加工振興祭水産製品品評会 開催業務委託	2,510,000	長崎市多良町1551-4 一般社団法人 長崎県水産加工 振興協会 代表理事会長 渡邊英行	本品評会は、国の農林水産祭の参加行事の一環として 実施しており、審査の前提となる商品選定及び保管、 当日の運営も含めて厳格な審査体制をとる必要がある 。 (一社)長崎県水産加工振興協会は、県内全域の水 産加工品の品質及び製造技術などについて、高度な専 門知識を有し、また、公益的な性格を持つことから、 公平・公正な審査体制を構築できる唯一の機関である 。 なお、入賞商品の表彰式や入賞商品展示等のPRにつ いては、長崎県水産加工振興実行委員会(事務局： 当協会)が実施している水産加工品の展示即売会と併 せて行っている。 以上のことから、(一社)長崎県水産加工振興協会 との随意契約とした。	第167条の2第1項 第2号
39	水産部	水産加工流通課	2020年 3月23日	長崎県地方卸売市場長崎魚市場自家用電気工作 物保安管理業務委託	4,092,000	田中町591-5 一般財団法人 九州電気保安 協会長崎支部 支部長 山口順一郎	長崎魚市場に県が設置する自家用電気工作物の維持及 び運用に関する保安の監督に係る業務については、電 気事業法第43条第1項の規定により電気主任技術者 を選任する必要があるが、当該技術者がいないため当 該技術を有する者と委託契約を締結し業務を行ってき たものである。 平成29年度までは、入札公告を経て一般競争入札に より委託業者を選定していたが、平成26年度から1 者応札が継続したことから会計課通知(平成26年1 月14日付「1者応札への対応について」)の規程 に基づき、仕様や入札参加資格要件等のこれ以上の見 直しは困難と判断し、平成29年6月開催の水産部随 意契約適正化推進協議会で随意契約への移行について やむを得ないと認められた。更に、「1者応札検討シ ート」を県公金支出情報で公表しているが、現在まで 意見等はなく、平成30年3月1日開催の水産部随意 契約適正化推進協議会において、改めて審査を行い、 随意契約へ移行する方針を決定した。 従って、平成30年度から随意契約に移行するものと し、1者応札として契約を締結していた(一財)九州 電気保安協会と委託契約を締結するものである。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
40	水産部	水産加工流通課	2020年 3月26日	長崎県地方卸売市場長崎魚市場の管理運営に関する業務及び事務委託	104,820,100	長崎市京泊3丁目3-1 一般社団法人 長崎魚市場協 会 会長理事 川元克明	長崎県地方卸売市場長崎魚市場は、長崎県知事が開設し、管理運営を県が行っているが、平成16年に県水産事務所が廃止になり、県の職員が常駐し、監督・指導ができなくなったため、外部委託を行う必要が生じた。本業務は、魚市場の特殊性を踏まえた総合的な知識・経験並びに市場関係者に対する公正な業務遂行が必要であるため、競争入札に適さない。上記業務を行うことができる者は、魚市場内に事務所を設置し、市場の適切な管理運営に関する事業等を目的として設立された一般社団法人で、防犯委員会や保健衛生委員会等を設置して、自主的に市場全体の秩序維持に取り組んでいる(一社)長崎魚市場協会をおいて他にいない。	第167条の2第1項 第2号
41	水産部	水産加工流通課	2020年 3月26日	長崎県地方卸売市場長崎魚市場施設維持管理業務委託	7,293,880	長崎市京泊3丁目3-1 長崎魚市株式会社 代表取締役社長 川元克明	長崎県地方卸売市場長崎魚市場は、長崎県知事が開設し、管理運営を県が行っているが、平成16年度から新長崎漁港水産事務所を廃止した。そのため、県の職員が長崎魚市場に常駐しないことから、施設の修繕管理業務を外部委託するものである。当該業務は、日々の円滑な生鮮水産物流通を行い、正常な市場業務を維持するために、市場業務に支障を来たす水揚施設等の緊急的な修繕を施工する業務であり、市場の特殊性を踏まえた総合的な知識や経験が必要であることから競争入札に適さない。 長崎魚市株式会社は長崎魚市場における唯一の卸売業者であり、市場内に社屋を構え、市場業務および施設・機器を熟知している。また同社は、施設や水揚機器等を直接使用しているため、異常や故障の発生をいち早く発見し、復旧への即応が可能であることから、県が直接実施する場合と同等の方法、内容で、設計、発注、監督、検査等の維持管理業務を実施することが可能な唯一の者である。施設・機器の異常を即時に発見し、復旧についても即応でき、市場業務に支障をきたさない維持管理業務に対応できる業者は他にいない。	第167条の2第1項 第2号
42	水産部	漁業振興課	2019年 4月1日	平成31年度有明海漁業振興技術開発事業に係るホシガレイ中間育成技術開発委託業務	13,000,000	島原市豊南2丁目16番地2 1 島原漁業協同組合 代表理事組合長 吉本 政信	本業務は、ホシガレイ種苗を安定確保するための中間育成技術の開発を目的としている。島原漁協は、人工種苗飼育技術および低水温飼育施設を有する唯一の団体であり、かつ成果物である種苗の放流場所に近く、魚体への負担を最小限に抑える利便性も併せ持っており効率的に技術開発ができる漁協であるため。	第167条の2第1項 第2号
43	水産部	漁業振興課	2019年 4月2日	平成31年度有明海漁業振興技術開発事業に係るガザミ種苗産産技術開発委託業務	3,400,000	島原市豊南2丁目16番地2 1 島原漁業協同組合 代表理事組合長 吉本 政信	本業務は、放流適サイズの種苗を安定的に確保するための生産技術の開発を目的としており、ワムシを使わずに、アルテミア給餌のみによる省コスト化の試験生産を行うものである。成果物は有明海に放流し、DNA解析により効果を把握することとしている。島原漁協は、種苗生産技術とガザミ種苗の生産が可能な施設を有しており、かつ成果物である種苗の放流場所に近く種苗への負担を最小限に抑える利便性も併せ持っており、効率的に技術開発ができる漁協であるため。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
44	水産部	漁業振興課	2019年 4月17日	平成31年度有明海漁業振興技術開発事業に係るマガキ養殖技術開発委託業務	14,000,000	諫早市小長井町小川原浦49番地 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は、シングルシード（一粒カキ）の振り子バッグ方式養殖を実用化するための技術開発を目的としている。小長井町漁協は有明海の中でシングルシード養殖の経験がある唯一の団体で、これらを活用して効率的に技術開発ができる漁協であるため。	第167条の2第1項 第2号
45	水産部	漁業振興課	2019年 6月7日	令和元年度有明海漁業振興技術開発事業に係るガザミ種苗購入	8,973,720	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	本業務は、有明沿岸4県が連携してガザミの放流技術の開発を行うため、国の「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき遺伝的な多様性に配慮（有明海の天然個体から採卵）した成長ステージの異なる2種類の健全な種苗を確保し、有明海に放流することを目的としている。 （株）長崎県漁業公社では、県栽培漁業センターから種苗生産業務の委託を受けて、（公財）有明海水産振興基金が実施する有明海産ガザミを親に用いた放流用種苗を安定供給してきている。このように遺伝的多様性に配慮するとともに、成長ステージのC1及びC3の両方の種苗を用いた放流試験に対応可能な種苗生産業者は（株）長崎県漁業公社以外にない。	第167条の2第1項 第2号
46	水産部	漁業振興課	2019年 7月5日	令和元年度有明海漁業振興技術開発事業に係るトラフグ種苗購入	17,627,760	佐世保市小佐々町矢岳168番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	本業務は、これまでの技術成果による最適放流手法を用いた大量規模での実証放流試験を実施するため、国の「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」に基づき遺伝的な多様性に配慮（有明海に産卵回歸した天然親魚からの採卵）した標識放流用種苗を、適サイズ、高品質、早期で確保し、有明海に放流することを目的としている。 （株）長崎県漁業公社では、県栽培漁業センターから種苗生産業務の委託を受けており、これまで地域栽培漁業推進協議会等が実施する放流事業において遺伝的多様性にも配慮した適サイズのトラフグ種苗を大量に安定供給してきている。このように遺伝的多様性に配慮してトラフグ種苗を生産する業者は（株）長崎県漁業公社以外にない。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

2019年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：水産部

2020年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	水産部	漁業振興課	2019年 12月2日	有明海漁業振興技術開発事業に係るホシガレイ 種苗量産技術開発委託業務	11,400,000	佐世保市小佐々町矢岳168 番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	県では、平成21年度から、国及び関係県と連携し、有明海における漁業振興を図るため、有明海特産魚介類について、海域特性に応じた種苗量産・育成技術の確立、放流技術の確立、生育環境の改善等を一体的に行うことにより、効果的な増養殖技術の開発に取り組む「有明海漁業振興技術開発事業（国庫補助事業）」を実施している。本業務は有明海漁業振興技術開発事業の一環として行うもので、ホシガレイ種苗の安定量産技術（ウイルス性神経壊死症【VNN】の防除）の開発に取り組むもの。委託先には、ホシガレイ量産に係る高い技術と実績を有していること、量産を行うための施設（ウイルス検査施設、大型水槽等）の利用が可能なことが求められ、また、県内で有明海産のホシガレイ種苗生産を行っているのは（株）長崎県漁業公社であり、契約の相手方は限定される。	第167条の2第1項 第2号
48	水産部	漁業振興課	2020年 3月26日	令和2年度長崎県栽培漁業センター種苗生産委託	195,149,000	佐世保市小佐々町矢岳168 番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	本業務は県内漁業者等に対して放流用種苗を安価で安定的に供給するため、県栽培漁業センターの施設等を使用して放流用種苗を生産供給し、さらに施設・設備等の管理を委託するものである。 県内において9種全ての種苗生産実績を有する機関は（株）長崎県漁業公社の他にないこと、また、種苗生産施設の管理は、種苗生産の業務と一体で行うことが効率的であるため、当公社と契約するもの。	第167条の2第1項 第2号
49	水産部	漁業振興課	2020年 3月30日	令和2年度漁業指導用海岸局無線業務委託	6,287,000	長崎市柿泊町2496番地 一般社団法人 長崎県漁業無線協会 会長 山田 浩一郎	漁業指導用海岸局として無線業務を実施できるだけの技術、施設、体制を有する県内唯一の無線局である。	第167条の2第1項 第2号
50	水産部	漁業振興課	2020年 3月30日	令和2年度資源管理計画高度化推進事業にかかる漁獲可能量（TAC）管理事業	6,435,000	長崎市京泊3丁目3番1号 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 近藤 直美	TACの適正な管理を行うためには漁獲情報の迅速かつ的確な把握が必要となるが、TAC対象魚種の漁獲量の9割を占めている中型まき網漁業者で構成されているとともに、専門的知識を有する人材が配置されている県旋網組合に委託することで、TACシステムの円滑な運用や制度の普及指導等が効率的に実施できるため。	第167条の2第1項 第2号
51	水産部	漁業振興課	2020年 3月31日	令和2年度有明海漁業振興技術開発事業に係る ホシガレイ種苗量産技術開発委託業務	3,000,000	佐世保市小佐々町矢岳168 番地 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役社長 上田 裕司	本業務は、有明海漁業振興技術開発事業の一環として放流技術開発に取組むホシガレイについて、種苗の安定確保を目的とした種苗安定量産技術の開発に取組むものである。 委託先には、ホシガレイ量産に係る高い技術と実績を有していること、量産を行うための施設（大型水槽等）の利用が可能なことが求められる。また、県内で有明海産のホシガレイ種苗生産を行っているのは（株）長崎県漁業公社のみであり、契約相手方は同社に限定される。	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
52	水産部	水産経営課	2019年 4月1日	平成31年度水産業経営指導サポートセンター業務委託	8,252,184	長崎市大黒町3番1号 一般社団法人 長崎県中小企業診断士協会 会長 前田 慎一郎	<p>本業務では、所得向上に向けた経営強化・改善や新たな事業展開を目指す漁業者に対して、財務諸表の整理、経営状況の分析・診断、経営計画の策定、計画策定後のフォローアップ等の指導を実施するとともに、県、市町、漁協等の職員の指導力向上等の支援を行うこととしている。</p> <p>上記指導に当たっては、経営に関する専門的知識や経験を有する専門家であること、知識や経験を有し県内全域の指導対象者の状況に応じて県内各地に専門家を随時派遣し、その対応結果を取り纏めることができること等が必要となる。</p> <p>このような機能、業務を効率的かつ専門的に実施可能な団体である一般社団法人長崎県中小企業診断士協会と随意契約を行うもの。</p>	第167条の2第1項 第2号

別紙の内容は、別紙の文字をクリックすると表示されます。